

大阪府介護職員初任者研修事業実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 から 第15 (略)</p> <p>第16 この要領の適用について</p> <p>1 この要領は、平成24年10月30日から適用するものとする。</p> <p>2 次に掲げる要領は平成25年3月31日をもって廃止する。 (1) 大阪府訪問介護員養成研修事業実施要領 (平成18年策定) (2) 大阪府介護職員基礎研修事業実施要領 (平成19年策定)</p> <p>1 この要領は、平成25年11月1日から適用するものとする。</p> <p>1 この要領は、令和元年12月10日から適用する。</p> <p>1 この要領は、令和3年5月26日から適用するものとする。</p> <p><u>1 この要領は、令和4年3月7日から施行し、令和3年11月22日から適用する。 (経過措置)</u></p> <p><u>1 この要領の施行の際現に改正前の大阪府介護職員初任者研修事業実施要領 (以下旧要領という。) の 様式により提出されている書類は、改正後の大阪府介護職員初任者研修事業実施要領 (以下新要領 という。) の様式により提出されたものとみなす。</u></p> <p>別紙1 から 別紙6 (略)</p> <p>様式1 から 様式9 (略)</p> <p>別添1-1 から 別添1-2 (略)</p>	<p>第1 から 第15 (略)</p> <p>第16 この要領の適用について</p> <p>1 この要領は、平成24年10月30日から適用するものとする。</p> <p>2 次に掲げる要領は平成25年3月31日をもって廃止する。 (1) 大阪府訪問介護員養成研修事業実施要領 (平成18年策定) (2) 大阪府介護職員基礎研修事業実施要領 (平成19年策定)</p> <p>1 この要領は、平成25年11月1日から適用するものとする。</p> <p>1 この要領は、令和元年12月10日から適用する。</p> <p>1 この要領は、令和3年5月26日から適用するものとする。</p> <p>別紙1 から 別紙6 (略)</p> <p>様式1 から 様式9 (略)</p> <p>別添1-1 から 別添1-2 (略)</p>

改正後

別添 1-4 から 別添 1-6 (略)

別添 2-1 から 別添 2-10 (略)

別添 3 (略)

別添 4-1 から 別添 4-5 (略)

改正前

別添 1-4 から 別添 1-6 (略)

別添 2-1 から 別添 2-10 (略)

別添 3 (略)

別添 4-1 から 別添 4-5 (略)

改正後

(別添4-6)

受講者一覧名簿

商号又は名称				
指定番号		コース名		
受講番号		日付	受講者名(自署)	備考
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		

※研修修了日は、修了評価の合格日としてください。

標準様式1 から 標準様式4 (略)

改正前

(別添4-6)

受講者一覧名簿

商号又は名称				
指定番号		コース名		
受講番号		日付	受講者名(自署)	備考
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		

標準様式1 から 標準様式4 (略)